


チレボン石炭火力発電所の 環境許認可に係る訴訟

弁護士

ムヌール・サティアハプラブ



インドネシアにおける 基本的な環境行政訴訟：

違法状態に
対する訴訟

グッド・ガバ
ナンスの一般
原則に違反

権力濫用に
対する訴訟

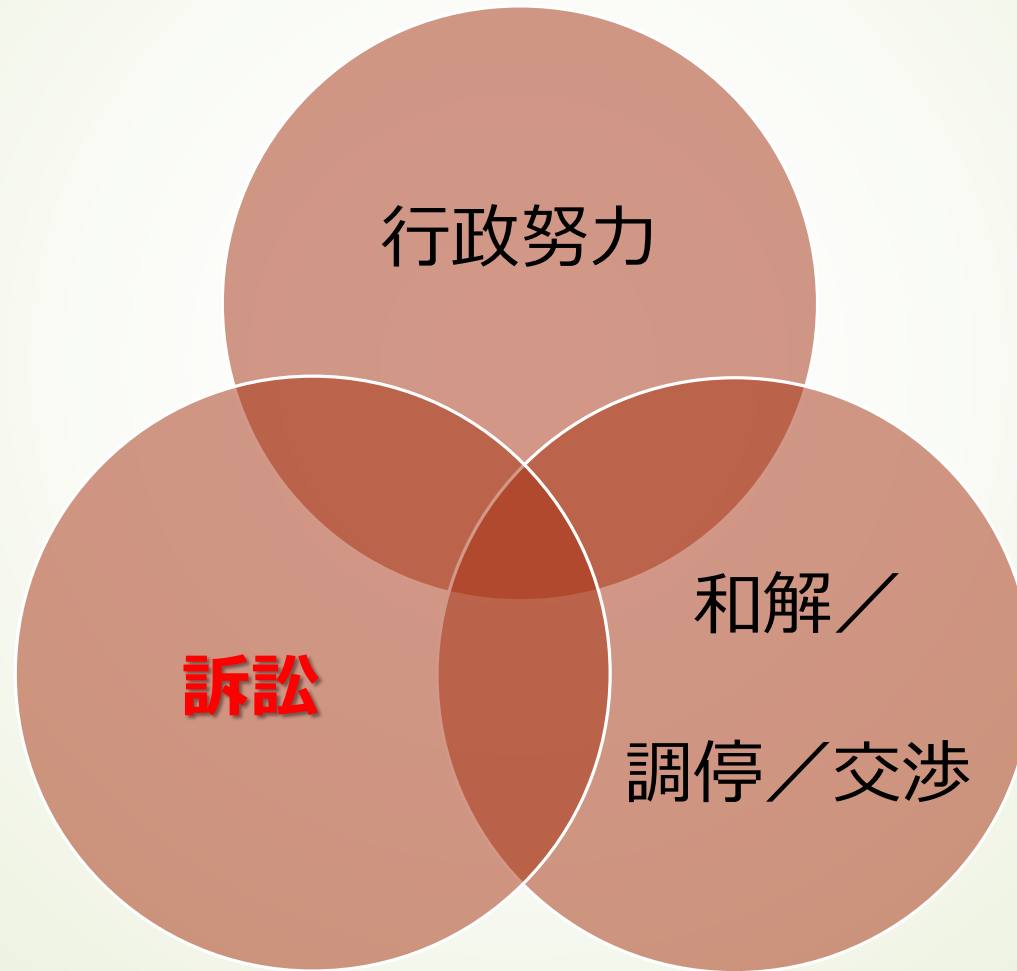
インドネシアにおける環境行政訴訟を知る

行政法

インドネシア
の基本的な環
境行政法

行政訴訟法

環境行政の紛争解決



行政裁判所における訴訟のタイム・フレーム

1. 最高裁文書2014年第2号；
2. 最高裁長官令2014年第214号
(No. 214/KMA/SK/XII/2014)

第一審裁判所

遅くとも
5ヶ月（カ
レンダー
日）で訴訟
を完了

高等裁判所

遅くとも
3ヶ月（カレ
ンダー日）で
訴訟を完了

最高裁判所

遅くとも
250日（カレ
ンダー日）で
訴訟を完了



環境許認可

(番号：660/10/19.1.02/BPMPT/2016) に係る訴訟

- ➡ 同許認可は、今後、稼働に必要な許可証の発行に必要なとなる基本的な許可証

環境許認可に係る訴訟の主要構成


環境アセスメント報告書の無効の実体

報告書の準備段階での住民参加に不備

グッド・ガバナンスの原則に反する

環境アセスメント報告書の無効の実体

- 空間計画法に違反（チレボン県空間計画に関する2011年条例第17号。事業地に利用できる郡の根拠に違反）
- 環境許認可 — 環境容量を超えたものに発行



報告書の準備段階での住民参加に不備

- 適切な住民協議の欠如。住民協議は義務
- 住民は意思決定に関与できず



グッド・ガバナンスの原則に反する／
正義の原則に違反：

- 法的保護の原則に違反
- 正確性の原則に違反
- 権力の濫用
- 透明性の原則に違反
- 公共奉仕の原則に違反

訴追者の法的関心事項

- ➡ 環境許認可の発行によって不当な扱いを受けたと感じる何人、あるいは、法人
- ➡ 訴追者は、海に生活を依存する漁民



証拠物件等として含まれたもの：

- 20の法的文書 - 訴訟を強化
- 4人の事実関係に係る証人 - 住民2名、
および、NGO 2名
- 専門家からの証人1名 - 特に、環境行政
法が専門（パラヒャンガン大学）

裁判のプロセス：

- 2016年12月6日 バンドゥン行政裁判所に提訴
- 2017年4月19日 同訴訟に関する裁判所の判決。
評決内容は以下を含む。

1

チレボン発電所の
環境許認可は無効

2

西ジャワ州政府に
チレボン発電所の
環境許認可の取消
を命令



判事の考察（法的考察）

- CEPRへの環境許認可は、
法的無能力、かつ、行政の不正
- 地方政府は、グッド・ガバナンスの原則
に違反



判決の意義

- 行政裁判所の判決に基づき、また、予防原則に基づき
 - 西ジャワ州政府はCEPRの発電所建設を中止する責務を負っている。



Thank You

